

○文部科学省令第十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第四項（同法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

文部科学大臣 末松 信介

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章～第二章の二〔略〕 第二章の三 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等（第二条の三・第二条の四） 第三章 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の五・第二条の六） 第三章の二 視覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の七） 第四章～第十三章〔略〕 附則 第一章〔略〕 〔見出しを削る。〕 第一条 著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。第二条の三第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。 第二章の三 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等 （特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置） 第二条の三 法第三十一条第四項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。 一 法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第六項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。
改正前	目次 第一章～第二章の二〔同上〕 第三章 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の三・第二条の四） 第三章の二 視覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の五） 第四章～第十三章〔同上〕 附則 第一章〔同上〕 （放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置） 第一条 著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。）の提供を行わない措置とする。 〔章を加える。〕

二 法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第五項第一号の複製に際しその旨を示すこと。	
(その他の登録情報)	
第二条の四 法第三十一条第四項第一号の文部科学省令で定める情報は、住所とする。	
第三章 [略]	第三章 [同上]
第二条の五・第二条の六 [略]	第二条の三・第二条の四 [同上]
第三章の二 [略]	第三章の二 [同上]
第二条の七 [略]	第二条の五 [同上]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。